

高座清掃施設組合議会会議録

平成31年第 1 回定例会

平成31年 3 月 28 日

議 事 日 程

平成31年3月28日

| 日程 | 議案番号 | 件 名 |
|----|-------|--|
| 1 | | 会期の決定について |
| 2 | | 会議録署名議員の指名について |
| 3 | 議案第1号 | 高座清掃施設組合環境プラザ条例の制定について |
| 4 | 議案第2号 | 高座清掃施設組合事務局設置条例の一部改正について |
| 5 | 議案第3号 | 高座清掃施設組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 6 | 議案第4号 | 平成30年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号） |
| 7 | 議案第5号 | 平成31年度高座清掃施設組合一般会計予算 |

高座清掃施設組合議会第1回定例会会議録

平成31年3月28日（木）午後2時30分、高座清掃施設組合議会第1回定例会を海老名市役所議事堂に招集した。

1 出席議員 15名

| | |
|-----------|-----------|
| 上 沢 本 尚 君 | 伊 藤 多 華 君 |
| 金 江 大 志 君 | 沖 本 浩 二 君 |
| 佐 竹 百 里 君 | 倉 橋 正 美 君 |
| 井 上 賢 二 君 | 鶴 指 眞 澄 君 |
| 松 本 春 男 君 | 山 口 良 樹 君 |
| 武 藤 俊 宏 君 | 佐々木 弘 君 |
| 竹 田 陽 介 君 | 宇田川 希 君 |
| 安 海 のぞみ 君 | |

2 欠席議員 なし

3 付議事件

- 日程3 議案第1号 高座清掃施設組合環境プラザ条例の制定について
- 日程4 議案第2号 高座清掃施設組合事務局設置条例の一部改正について
- 日程5 議案第3号 高座清掃施設組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程6 議案第4号 平成30年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）
- 日程7 議案第5号 平成31年度高座清掃施設組合一般会計予算

4 説明のため出席した者 12名

| | |
|-----------------|-------------------|
| 組 合 長 内 野 優 | 参事兼建設推進室長 小野沢 直 仁 |
| 副 組 合 長 遠 藤 三紀夫 | 総 務 課 長 鈴 木 茂 |

| | | | |
|-------|------|-----------------|-------|
| 副組合長 | 古塩政由 | 施設課主幹(施設課長事務代理) | 鴨志田克巳 |
| 会計管理者 | 内海達也 | 施設課主幹 | 守屋昌治 |
| 事務局長 | 志村裕之 | 総務課主幹兼建設推進係長 | 高橋学 |
| 次長 | 石井一義 | 建設推進室主幹 | 板橋正明 |

5 出席した事務局職員 4名

| | | | |
|-------|------|---------|------|
| 総務課主査 | 亀岡幸治 | 総務課主査 | 菊地康之 |
| 総務課主査 | 渡部陽子 | 総務課主任主事 | 山田健太 |

6 速記員出席者 1名

株式会社 澤速記事務所
速記士 大場久美子

7 会議の状況 (午後2時30分 開会)

◎議長(上沢本尚君) ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより平成31年第1回高座清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

本定例会開会に当たり、組合長より招集のご挨拶をお願いいたします。組合長。

◎組合長(内野 優君) 平成31年3月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中、平成31年第1回定例会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

構成三市の皆様、施設の地元の皆様のご理解とご協力のもとに、平成27年度から進めてまいりました新ごみ処理施設につきましては、予定の工期どおりに竣工の運びとなり、4月から本格的な稼働に移ってまいります。この施設は、安全安心な処理設備はもとより、地元の皆さんの要望を取り入れ、ごみ処理場らしくない外観、地域のランドマークとなる地上約50mの展望室や環境啓発、市民文化交流施設を備えた環境プラザを併設しております。4月からは、これらの施設を総称して高座クリーンセンターという名称とし、地元や市民の皆様に愛される施設

を目指していこうと思っております。

4月3日挙行予定の落成式には、満開の桜のもとで、三市34万市民とともに、新しい施設のオープンを迎えたいと思っております。そして、開場後には、多くの市民の皆様にご足を運んでいただき、ごみの問題はもとより、周辺の自然環境や、ごみなどの環境問題について学べる啓発施設としても、大いに活用していただきたいと考えております。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、条例制定が1件、条例改正が2件、平成30年度補正予算及び平成31年度当初予算を上程しております。議員の皆様におかれましては、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。よろしくごお願い申し上げます。

◎議長（上沢本尚君） 会議に先立ち、諸般の報告をいたします。

例月出納検査の結果報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期を本日1日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名についてを行います。会議規則第99条の規定により、議長において、沖本浩二議員、佐々木弘議員を指名いたします。

次に、組合長より本定例会に上程される諸議案の一括説明を求めます。組合長。

◎組合長（内野 優君） それでは、本日ご提案申し上げます案件につきまして、一括してご説明申し上げます。

初めに、日程第3 議案第1号 高座清掃施設組合環境プラザ条例の制定についてでございます。本条例につきましては、高座清掃施設組合環境プラザの供用に伴い、必要事項を定めたいためでございます。詳細につきましては、次長から説明いたします。

日程第4 議案第2号 高座清掃施設組合事務局設置条例の一部改正についてでございます。本条例につきましても、機構改革に伴い、所管課における事務分掌に変更が生じることから改正するものでございます。詳細につきましては、事務局長から説明いたします。

日程第5 議案第3号 高座清掃施設組合一般職の勤務時間、休暇等に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。本条例につきましても、時間外勤務命令の上限の設定に係る措置を講じたいためでございます。詳細につきましては、事務局長から説明いたします。

次に、日程第6 議案第4号 平成30年度高座清掃施設組合一般会計補正予算(第3号)でございます。第1条といたしまして、繰越明許費の設定をいたしたいものでございます。詳細につきましては、次長から説明いたします。

次に、日程第7 議案第5号 平成31年度高座清掃施設組合一般会計予算についてでございます。当初予算につきましても、基本的な考え方を述べさせていただきます。平成31年度当初予算につきましては、新ごみ処理施設の適切な運営と既存施設の解体撤去、周辺環境整備の着実な執行、以上3点を重点に予算編成をしております。主たる事業である新ごみ処理施設である高座クリーンセンターが完成を迎え、稼働初年度であることから、適切で確実な運転を心がけてまいります。また、もう1つの主たる事業である周辺環境整備につきましては、公園整備予定地の第1工区について公園整備工事の国等財源の確保をし、着実な執行をしております。一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億3,239万9,000円とするもので、前年度比78.4パーセント、88億276万4,000円の減額となります。詳細につきましては、事務局長から説明をいたします。以上であります。

◎議長(上沢本尚君) 組合長の説明が終わりました。

それでは初めに、日程第3 議案第1号 高座清掃施設組合環境プラザ条例の制定についてを議題といたします。

次長の説明を求めます。次長。

◎次長(石井一義君) それでは、議案第1号 高座清掃施設組合環境プラザ条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書の2ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては、先ほど組合長がご説明いたしましたとおりでございます。

3ページになります。条例の構成でございますが、17条の本則から成っております。

第1条は、この環境プラザの設置目的でございます。環境啓発活動や市民文化交流など、各種市民活動に活用できる場を提供し、高座清掃施設組合の業務に関する認識を高めていただくとともに、地域文化の発展及び福祉の増進に寄与することを目的として、高座清掃施設組合環境プラザを設置するものでございます。

第2条は、この施設の名称及び位置を規定してございます。

第3条でございますが、このプラザで行う事業を規定してございます。

第4条は、開館時間に関する規定で、開館時間は午前9時から午後8時まででございます。

第5条でございますが、休館日に関する規定で、毎週月曜日と年末年始の休館を定めたものでございます。

4ページの第6条から5ページの第10条までは、施設の使用について規定してございます。第6条では使用の申請方法等について、第7条では使用の不承認の内容を、第8条では使用の変更方法を、第9条では使用承認の取り消し等を、第10条では使用权の譲渡等の禁止について定めてございます。

第11条から第14条に関しましては、プラザの使用料金を規定してございます。第11条では各貸出室の使用料金について、第12条では使用料金の納付方法を、第13条では使用料金の減免を、第14条では使用料金の不還付について定めてございます。

第15条は、使用者によるプラザの原状回復義務を規定したものでございます。

第16条は、使用者の損害賠償義務を規定したものでございます。

第17条は、条例施行に当たり必要な事項を規則へ委任する規定でございます。

附則でございますが、この条例を平成31年4月1日から施行する旨、また、開館時間及び使用料に係る規定については同年7月1日から施行する旨を規定しております。

使用料につきましては、当初3カ月間は無料での試行期間として、まずは施設を知っていただく、利用していただく期間として、有料での貸し出しは7月

1日からとしたいものでございます。あわせて、施設の開館時間につきましても、職員の研修、試行期間としまして、当初3カ月間は午前9時から午後5時までを考えております。

以上、議員各位におかれましては、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

◎議長（上沢本尚君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。松本春男議員。

◎（松本春男君） 利用料金は受け取ったら返さない、納めるのは直前でもいいとなった場合に、綾瀬の場合は、例えば公民館なんかは、事前に曜日の変更なんかも多少できることがあるんだけど、今回の条例上はちょっときついですけれども、将来的に、できるだけ利用を増やしたいというのと、1回申し込んだらもう一切だめというよりも、何か別の行事と重なった場合なんかは事前に変更できると、かなり利用しやすい状況もあるんだけど、そのあたりの検討は内部的にされたのかどうか、お聞きします。

◎議長（上沢本尚君） 次長。

◎次長（石井一義君） 変更の関係なんですけれども、現在は取り消しについて定めておりますけれども、実際、運用しまして、いろんな課題等が出てくると思いますので、そういった中でいろいろ検討はしていきたいとは考えております。以上です。

◎議長（上沢本尚君） 松本春男議員。

◎（松本春男君） では、できるだけこのあたりは利用しやすいように、3カ月はどっちにしても試行期間がありますので、それが終わった後、利用できるような検討をお願いします。以上です。

◎議長（上沢本尚君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（上沢本尚君） 次に、賛成意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（上沢本尚君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長（上沢本尚君） 挙手全員であります。よって議案第1号 高座清掃施設組合環境プラザ条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第2号 高座清掃施設組合事務局設置条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（志村裕之君） 議案第2号 高座清掃施設組合事務局設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書の8ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては、先ほど組合長より申し上げたとおりでございます。

改正内容につきましてご説明申し上げます。9ページをごらんください。第2条第2項は、課の事務分掌を規定しているものでございますが、総務課の所管する事務分掌アからオまでを、ア 文書及び法制に関すること、イ 人事及び労務に関すること、ウ 財務に関すること、エ 議会及び監査に関すること、オ 庶務に関することに改め、カ及びキを削りたいものでございます。

また、施設課の所管するイ及びウを、イ 組合施設に関すること、ウ 公園に関することに改めたいものでございます。

附則でございますが、この条例の施行日は平成31年4月1日といたしたいものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

◎議長（上沢本尚君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（上沢本尚君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（上沢本尚君） 挙手全員であります。よって議案第2号 高座清掃施設組合事務局設置条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第3号 高座清掃施設組合一般職の勤務時間、休暇等に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（志村裕之君） 議案第3号 高座清掃施設組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書の10ページをお開きいただきたいと思います。提案理由につきまして、先ほど組合長より申し上げたとおりでございます。

改正内容につきましてご説明申し上げます。11ページをごらんください。

第1条は、高座清掃施設組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

条例第8条は時間外勤務を規定しているものでございますが、第2項として、正規の勤務時間以外の時間における勤務について必要な事項は、規則で定める旨の規定を追加いたしたいものでございます。

また、条例第8条の4第2項及び第3項中の改正は、第8条第2項を追加する

ことに伴う引用条項の改正で、第8条を第8条第1項に改めたいものでございます。

次に、第2条は、高座清掃施設組合一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

条例第17条は、育児短時間勤務職員についての勤務時間条例の特例を規定しているものでございますが、高座清掃施設組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第2項の追加に伴う引用条項の改正で、表中、第8条を第8条第1項に改めたいものでございます。

附則でございますが、この条例は平成31年4月1日から施行いたしたいものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

◎議長（上沢本尚君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。佐々木弘議員。

◎（佐々木 弘君） では、質疑いたします。条例の第8条第2項に関して伺っていきたく思います。この中で、前項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務ということで、規則で定めるとなっています。組合として想定されるこういった事態というのでしょうか、状況というのでしょうか。正規以外の勤務時間について、こういったものを考えているのか、伺いたく思います。

また、もう1点、この規則の中で必要な事項ということで、何時間までという規制が規定されると思うのですけれども、その時間についても答弁願いたく思います。以上です。

◎議長（上沢本尚君） 次長。

◎次長（石井一義君） まず、想定される時間外でございますけれども、過去の例でいきますと、予算、決算、また、監査等で正規の勤務時間を超える勤務というのがございますので、そういったものが今後も想定されると思ってございます。

あと、想定する時間ですけれども、国の人事院規則に準じて規則については作成する予定でありますので、通常の職員の場合は、月45時間、年360時間というのが基本となるのかなと思ってございます。以上でございます。

◎議長（上沢本尚君） 佐々木弘議員。

◎（佐々木 弘君） こちらのほうは国の法律も変わって、私の理解ですと、上限時間は月100時間、年間720時間までなら、必要な場合は勤務をさせることができるというふうに変わったと理解しているのですけれども、そういった月100時間、年間720時間、こういった規定にしていくということもあるのかどうか、その辺をお願いします。

◎議長（上沢本尚君） 次長。

◎次長（石井一義君） 国の準則でいいますと、まず、他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員の上限時間というのが月100時間、年720時間となっておりまして、それ以外の職員の上限時間が、月45時間、年間360時間となっておりまして、私どもの場合には、通常、月45時間、年360時間というのが基本というふうに考えております。以上です。

◎議長（上沢本尚君） 佐々木弘議員。

◎（佐々木 弘君） ということは、高座清掃施設組合の場合は、この月100時間、年間720時間、こういったことは規定するつもりがないというような理解でよろしいのか、どうでしょうか。

◎議長（上沢本尚君） 次長。

◎次長（石井一義君） 規則上は、国の人事院規則に準じて、今、議員がおっしゃったような、他律的な業務ということで月100時間、年720時間という規定は設けさせていただこうとは思っております。ただ、この他律的な業務というのが、国の解釈がまだはっきり出ておりませんので、この辺は今後十分、調査等情報収集をしてまいりますけれども、私どもの場合は、この規則以外に労働組合との三六協定もございますので、今現在も三六協定では、月の上限は45時間という規則で結んできておりますので、これを超えて100ということは、ちょっとまずないのかなというふうには思っております。以上です。

◎議長（上沢本尚君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。佐々木弘議員。

◎（佐々木 弘君） 議案第3号に対して、反対の立場で討論をいたします。

今回の条例改正は、国によって、他律的な業務の場合は、月100時間、年間720時間まで職員に働かせることを可能とするという中身になっております。質疑におきましては、実際はそういったことは考えられないという答弁でしたけれども、そういったことも可能にし得る今回の条例の改正になると理解しておりますので、その点で反対することを明確に述べて、反対の討論を終わります。

◎議長（上沢本尚君） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（上沢本尚君） 挙手多数であります。よって議案第3号 高座清掃施設組合一般職の勤務時間、休暇等に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第4号 平成30年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

次長の説明を求めます。次長。

◎次長（石井一義君） それでは、議案第4号 平成30年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。

別冊の補正予算書の2ページをお開きいただきたいと存じます。第1表 繰越明許費は、翌年度に繰り越して使用できる経費を定めたいものでございます。5款土木費1項都市計画費の周辺環境整備事業は、（仮称）本郷公園内の電柱移設に当たり、年度内完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものでございます。翌年度繰越額は124万円でございます。

本件は、組合負担で移設する電柱2本のうち、公園内に移設する電柱1本は、主要幹線に当たる電柱のため、特別に発注する高強度電柱とする必要があること

から、電柱の製作に時間を要し、年度内の完了が見込めないため、今回、繰越明許費を設定させていただきたいものでございます。

以上、よろしくご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

◎議長（上沢本尚君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。松本春男議員。

◎（松本春男君） この高強度電柱というのは、具体的に園内ではどういうところにあるのかと、あと、どういうふうにはかど違うのか、この2点で説明をお願いいたします。

◎議長（上沢本尚君） 総務課主幹。

◎総務課主幹兼建設推進係長（高橋 学君） 今回移設します高強度の電柱といえますのは、公園内に移設するために支線をつけないようなタイプ。よく道路にあるように支線がある電柱ですと、公園内の利用者の方にちょっと不便が生じてしまいますので、支線をつけない高強度型ということで、見た目はコンクリート柱でございます。ただ、中の鉄筋等が太く、それから数が多くなっている。私ども、東京電力のほうに確認させていただいたんですが、ちょっと平塚支所の管内では、私どもが今回移設していただくような電柱は一本もないということでしたので、ご了承ください。以上でございます。

◎議長（上沢本尚君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求め

ます。

(挙手全員)

◎議長（上沢本尚君） 挙手全員であります。よって議案第4号 平成30年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第5号 平成31年度高座清掃施設組合一般会計予算を議題といたします。

事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（志村裕之君） それでは、議案第5号 平成31年度高座清掃施設組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書の9ページをお開きいただきたいと存じます。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億3,239万9,000円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるものでございます。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によるものでございます。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3億円と定めるものでございます。

10ページをごらんください。第1表 歳入歳出予算の1 歳入でございます。1 款分担金及び負担金14億2,874万7,000円、2 款使用料及び手数料3億9,967万1,000円、3 款国庫支出金1億6,969万8,000円、4 款県支出金1,765万5,000円、5 款繰越金2億円、6 款諸収入42万8,000円、7 款組合債2億1,620万円、歳入合計24億3,239万9,000円でございます。

11ページの2 歳出でございます。1 款議会費122万円、2 款総務費3億6,403万1,000円、3 款民生費2,463万円、4 款衛生費13億1,522万2,000円、5 款土木費4億2,196万6,000円、6 款教育費1億2,043万5,000円、7 款公債費1億5,489万5,000円、8 款予備費3,000万円、歳出合計24億3,239万9,000円でございます。

12ページをごらんください。第2表 債務負担行為でございます。工業薬品購入は、期間が平成32年度、限度額が122万円、機器校正業務は、期間が平成32年度、限度額が17万円、分析業務は、期間が平成32年度、限度額が9万7,000円でございます。

第3表 地方債でございます。(仮称)本郷公園整備の限度額は2億1,620万円、起債の方法、利率、償還の方法は表に記載のとおりでございます。

13ページの歳入歳出予算事項別明細書の1 総括でございますが、省略をさせていただきます。

14、15ページの歳出でございますが、歳出合計の財源内訳で説明をさせていただきます。特定財源でございますが、国庫支出金が1億6,969万8,000円、県支出金が1,765万5,000円、地方債が2億1,620万円、その他が3億9,953万8,000円、一般財源が16億2,930万8,000円でございます。

16、17ページの2 歳入でございます。1 款分担金及び負担金 1 項分担金 1 目分担金14億2,874万7,000円、対前年度比15パーセント、2億5,252万3,000円の減でございます。内訳は、1 節運営費分担金12億4,048万6,000円、2 節建設費分担金1億4,402万8,000円、3 節人件費分担金1,000万円、4 節周辺環境整備費分担金3,423万3,000円でございます。

2 款使用料及び手数料 1 項使用料でございます。1 目総務使用料30万4,000円は、電柱設置に伴う土地使用料と環境プラザ施設使用料、2 目教育使用料36万7,000円は、屋内温水プールの自動販売機等設置使用料でございます。

2 項手数料 1 目衛生手数料3億9,900万円は、事業系一般廃棄物処理手数料でございます。

18、19ページでございます。3 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 目土木費国庫補助金1億6,969万8,000円は、防衛省からの厚木飛行場周辺公園設置補助金でございます。

4 款県支出金 1 項県補助金 1 目土木費県補助金1,765万5,000円は、(仮称)本郷公園整備事業に係る市町村自治基盤強化総合補助金でございます。

5 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金2億円は、純繰越金でございます。

20、21ページでございます。6 款諸収入 1 項組合預金利子 1 目組合預金利子は3,000円でございます。

2 項雑入 1 目雑入42万5,000円は、雇用保険被保険者負担金、会社保険事務手数料等でございます。

7 款組合債 1 項組合債 1 目土木債 2 億1,620万円は、公園整備事業債と県振興貸付金でございます。

22、23ページの3 歳出でございます。1 款議会費 1 項議会費 1 目組合議会費は122万円、対前年度3万9,000円の減でございます。

24、25ページでございます。2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費は3億1,104万2,000円、対前年度6,634万3,000円の減でございます。総務関係職員の人件費、職員健康診断・マイクロフィルム作成業務委託料、最終処分場の借地料が主な支出でございます。

26、27ページでございます。2 目財政管理費は3,431万7,000円、対前年度925万4,000円の減でございます。事務用消耗品費、清掃業務・改元に係るシステム開発等の委託料、電算機借料が主な支出でございます。

3 目企画費は1,856万円、対前年度1,046万円の増でございます。新ごみ処理施設更新に伴う生活環境影響事後調査、旧施設解体予備調査の委託料でございます。

28、29ページでございます。2 款総務費 2 項監査委員費 1 目監査委員費は11万2,000円で、前年度と同額でございます。

30、31ページでございます。3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉施設費は2,463万円、対前年度43万1,000円の増でございます。本郷老人福祉センターの指定管理料とAEDの賃借料でございます。

32、33ページでございます。4 款衛生費 1 項清掃費 1 目清掃総務費は4億1,020万円、対前年度1億6,996万8,000円の減でございます。施設課職員の人件費、最終処分場の光熱水費、下水道使用料が主な支出でございます。

2 目塵芥処理費は8億6,092万2,000円、対前年度1,566万7,000円の増でございます。最終処分場に係る公害防止薬品の消耗品費及び施設修繕費、新ごみ処理施設の運営維持管理業務委託料が主な支出でございます。

3 目し尿処理費は4,410万円、対前年度433万9,000円の増でございます。薬品などの消耗品費、施設修繕費、施設整備点検等委託料が主な支出でございます。

36、37ページでございます。5 款土木費 1 項都市計画費 1 目公園費は4億

2,196万6,000円、対前年度2億3,331万8,000円の増でございます。公園整備に係る不動産鑑定業務・補償費算定業務等委託料、第1工区の整備工事費が主な支出でございます。

38、39ページでございます。6款教育費1項保健体育費1目体育施設費は1億2,043万5,000円、対前年度463万5,000円の減でございます。屋内温水プールに係る施設修繕費、指定管理料が主な支出でございます。

40、41ページでございます。7款公債費1項公債費1目元金は1億2,559万5,000円、対前年度4,891万9,000円の増でございます。し尿処理施設建設事業、新ごみ処理施設建設事業及び公園整備事業に係る起債等償還元金でございます。

2目利子は2,930万円で、対前年度1,016万2,000円の増でございます。

42、43ページでございます。8款予備費1項予備費1目予備費は3,000万円で、前年度と同額でございます。

44ページから49ページまでは給与費明細書、50、51ページは継続費についての調書、52、53ページは債務負担行為に関する調書、54、55ページは地方債の現在高の見込みに関する調書、57ページ以降は分担金の明細を記載してございます。

また、別冊として当初予算説明資料を配付させていただいておりますので、あわせてご高覧いただきたいと思います。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

◎議長（上沢本尚君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。佐々木弘議員。

◎（佐々木 弘君） では、3点ほど質疑したいと思えます。まず初めに、予算書の27ページの旧施設解体予備調査1,100万円に関してです。こちらの事業に関して、歳入の面なのですけれども、国等の補助金等は活用できないのかどうか、入っているのかどうかはまず1点です。

それと同じくこの費目で、実際に今後、予備調査を行うということですが、新しくない施設だと思えますので、解体に当たっては、やはりアスベストの問題に対する対策をしっかりとやる必要がありますけれども、この点に関して、適切な調査、また、対策立てというのがなされるのかどうかは2点目です。

次に3点目で、予算書の39ページですけれども、吊り天井調査及び建物長寿命

化診断業務700万円についてです。この中の吊り天井の調査について伺いたいと思います。吊り天井は、ものは違いますけれども、平成24年に中央道の笹子トンネルで落下する事故があったり、あとは身近な建物でいうと、学校や体育館、こういったところでも天井が落ちてきたといった事案が近年頻発しています。この点に関してなんですけれども、この間、簡易的なことでもいいんですけれども、吊り天井の調査は、これまで高座清掃施設組合として行ってきたのかどうか、あるいは今回の予算措置が吊り天井の調査の初めての対応になるのか。以上3点、よろしく申し上げます。

◎議長（上沢本尚君） 総務課長。

◎総務課長（鈴木 茂君） 最初の予備調査について、財源に国庫支出金が入っているかというご質問にお答えさせていただきます。まず、国庫支出金の採用はございません。以上です。

◎議長（上沢本尚君） 施設課長事務代理。

◎施設課主幹（施設課長事務代理）（鴨志田克巳君） 旧施設解体予備調査についてお答えいたします。こちらは古い施設でございますので、平成18年度にアスベストの含有調査を既に行っております。ただ、このときの調査につきまして、飛散性アスベストの使用がないことの確認がとれております。平成31年度には、解体に先立って予備調査をしまして、非飛散性アスベスト含有製品について改めて調査をいたします。今回は調査のみでありますので、今後、解体については、その調査結果に基づいて対策をとっていきたいと思っております。以上でございます。

◎議長（上沢本尚君） 総務課長。

◎総務課長（鈴木 茂君） 3点目の吊り天井の調査は実施した記録があるか、過去に実施したのがあるかというご質問についてお答えさせていただきます。私ども、本格的な調査を実施した過去はございませんでした。来年度、実施するに当たっては、多くの市民に利用していただいている施設でありますことから、吊り天井の安全性が確保されているか、維持されているかという点を調査させていただきたいという旨で、計上させていただいたものでございます。以上です。

◎議長（上沢本尚君） 佐々木弘議員。

◎（佐々木 弘君） では順次、再質問したいと思います。まず1点目からです

けれども、特に歳入面では、国からもらえる補助金等はないということでした。ただ、今後、これは既存施設、周辺施設と言うのでしょうか、付随施設ですけれども、将来的には旧炉本体そのものの解体撤去も必要になってきて、非常に莫大な金額がかかると思います。そういった点では、国等のさまざまな財源を活用することは大事になってくるのではないかなと思うのですけれども、その点に関する認識を伺いたいと思います。

また、アスベスト対策について伺っていきたいと思います。先ほどの答弁で、非拡散性の調査も行っていきたいということで、ぜひ万全にやっていただきたいと思いますが、海老名市においては、かつて市営住宅の解体のときに、アスベストの点で問題が起きました。近隣住民もいらっしゃいますし、あとは利用者もいらっしゃる、働く方もいらっしゃいますので、そういった点で万全な調査をする必要があると思うのですけれども、その点の基本的な認識を確認したいと思います。

最後、3点目に関して、吊り天井についてです。本格的調査はこれまでしなかったということですが、今、答弁でもあったとおり、この間、多くの人を利用してきているという点で、この吊り天井に関しては、例えば平成24年に川崎市スポーツクラブでプールの天井が落下したり、あと平成25年に横須賀市でも同じようなことがあって、国交省は、屋内プール等の天井脱落対策に関する技術的助言というのを平成25年のときに出しております。この技術的助言を受けた対応が必要だったのではないかなと思うのですけれども、なぜ来年度、31年度に初めて本格調査をすることになったのか、その経過を伺いたいと思います。

◎議長（上沢本尚君） 総務課長。

◎総務課長（鈴木 茂君） 旧施設の解体に国庫支出金の獲得が必要だという議員のご質問に対してお答えさせていただきます。私どもは、万が一、同一敷地に同一の建物を建てた場合には、循環型社会形成推進交付金が環境省から出るということは理解しておりますが、ご存じのとおり、私どもは敷地のほかのところに新しい施設を建てたために、今回、旧施設を解体するに当たっては、その交付金は使えないという認識でございます。しかしながら、国、県に対しましては、これまで同様に強く要望をさせていただいて、少しでも国庫金が充当できるように、努力してまいりたいと思っております。以上です。

◎議長（上沢本尚君） 施設課長事務代理。

◎施設課主幹（施設課長事務代理）（鴨志田克巳君） アスベスト対策についてお答えいたします。今後、私どもが行う調査につきまして、アスベストが使用されている、いない、いる箇所については漏れのないよう、調査は徹底させていただきたいと思っております。また、その調査後につきまして、解体作業を行う際にも、飛散がないように十分注意しながら、施工したいと考えております。以上でございます。

◎議長（上沢本尚君） 総務課長。

◎総務課長（鈴木 茂君） 吊り天井の調査を今まで実施してこなかったのはなぜかというご質問に対してお答えさせていただきます。既存施設の場合、改修に当たって、調査の実施期限はございませんでした。そういう認識でいたというのが最初でございます。また、大きな工事でありますので、時期的なものをはかっていたというところが2点目でございます。以上でございます。

◎議長（上沢本尚君） 佐々木弘議員。

◎（佐々木 弘君） 最後、3点目だけ最後の質問をしたいと思うのですが、調査や必要な対応の工事等に関して、期限は特に定められていなかったのということでしたけれども、ただ、先ほど答弁でもありましたし、私も全くそのとおりだと思うのですが、やはり多くの方が実際に使っているし、多くの方が使ってくださいということで、特に子供たちも使っている施設です。そういった点では、各三自治体も、学校や体育館に関しては、こういった非構造部材も含めて対策はもう終わっていると思うのです。その点では、やはり平成31年度に先送りしたという点は、大分大きな問題ではなかったかなと思うのです。その辺に関して、事情というのは、先ほど特に期限は定められていないということだったんですけれども、予算的な制約等その他があったのか、また、そんなに、大丈夫だろうというような判断があったのかどうか、このところを最後に認識を伺いたいと思います。

◎議長（上沢本尚君） 次長。

◎次長（石井一義君） 予算とかという問題ではなくて、やっぱり私どもの感覚的にちょっと遅きに失したということがあったのかなということで、今回の時期になってしまいました。来年度早期にやりたいということで、今回上程をさせ

ていただいたということで、ご理解いただければと思います。以上です。

◎議長（上沢本尚君） ほかに質疑はありませんか。安海のぞみ議員。

◎（安海のぞみ君） 同じく議案第5号 平成31年度高座清掃施設組合一般会計予算についてお伺いいたします。1点目の解体撤去に関する新年度事業については、前任者の答弁であらかた理解できましたので割愛いたしますが、残された部分の撤去に関する今後の見通し、スケジュールのようなものを、現段階でお示しいただけるものがあつたらお教えてください。

次に、歳入の衛生手数料減額の根拠と、それをどのようにして実現していくのか、方策についてのお考えをお聞かせください。

最後に、ごみ処理施設と環境プラザの特別目的会社、SPCによる維持管理について2点お聞きいたします。各事業の運営、維持管理につきまして、事業の詳細説明が添付されていますが、それぞれの具体の事業がこれまでと違ってわかりにくくなっているのではないかと危惧いたしますが、見解をお聞かせください。

また、環境プラザも同じ会社に維持管理をお願いするわけではありますが、その環境プラザの事業内容、また、年間計画など、現段階でお示しいただけるものがあれば、お聞かせいただきたいと思います。以上です。

◎議長（上沢本尚君） 施設課長事務代理。

◎施設課主幹（施設課長事務代理）（鴨志田克巳君） 安海議員の今のご質問に対してお答えいたします。旧施設解体予備調査の今後の見通し、スケジュールについてでございますが、旧粗大ごみ処理施設、旧排水処理施設につきましては、予備調査の結果を踏まえ、2020年度、平成32年度以降に解体撤去を施工したいと考えてございます。

2点目の衛生手数料の減額についてでございます。事業系ごみの減量につきましては、当組合と構成市で減量化施策を実施することとなっております。一般廃棄物処理基本計画の平成33年の目標に合わせ、平成29年の実績値の10パーセント減で計算しています。このことから、年間240t、600万円を減額いたしました。また、当組合の具体の施策といたしましては、高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例に基づきまして、廃棄物の適正排出のために、構成市とともに排出事業者を訪問し、廃棄物の適正排出に向けた指導、啓発活動を行ってまいります。

3点目のごみ処理施設と環境プラザの事業につきましてです。こちらは、事業

につきましては、固定費、変動費を分けて記載しておりますが、今わかりにくい
とのご指摘をいただきましたので、予算のうち、それぞれの経費がわかるような
資料を作成したいと思います。また、平成32年度、2020年度は、平成31年度の実
績を踏まえまして、資料のつくり方を工夫してまいります。

その続きで、環境プラザの事業内容についてお答えいたします。運営事業者の
提案としまして、環境や健康、趣味をテーマとしたさまざまな講座やイベントの
開催を通じて、施設の存在や活動内容などを知っていただくとともに、地域の皆
様のコミュニティー活動の拠点を目指すことを目的としております。平成31年度
の年間計画は、合計68回の講座及びイベントを開催予定でございます。講座の内
容としましては、創作工房2では、ごみの分別、親子でリサイクル工作など、創
作工房1では、親子で陶芸、キッチンルームでは、親子でエコクッキングなど、
多目的スタジオでは、健康体操、ストレッチ、展示コーナーにつきましては、環
境についての展示や地域の紹介などを行うというふうに予定してございます。以
上でございます。

◎議長（上沢本尚君） 安海のぞみ議員。

◎（安海のぞみ君） ご答弁ありがとうございます。最後の環境プラザについて
の年間計画もよくわかりました。こういったものの内容とか開催日時等は、どの
ような形で市民に公開されるのか、1点お聞かせください。

◎議長（上沢本尚君） 施設課長事務代理。

◎施設課主幹（施設課長事務代理）（鴨志田克巳君） こちらの講座につきまし
ては、SPCのほうがホームページを開設しております。そちらのほうに今後掲
載されていく予定でございます。あと、ホームページにあわせて、場内のほうに
掲示もしていくということでございます。以上でございます。

◎議長（上沢本尚君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議あり
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（上沢本尚君） 次に、賛成意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（上沢本尚君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長（上沢本尚君） 挙手全員であります。よって議案第5号 平成31年度高座清掃施設組合一般会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 一般質問を行います。この一般質問は、3月18日午後5時までに通告のあった2名の議員の発言を許します。

安海のぞみ議員の発言を許します。

◎（安海のぞみ君） 議長のお許しをいただきましたので、これより一般質問、本郷老人福祉センター、本郷荘の運営について伺ってまいります。

初めに利用状況を、利用日数、人数からお示してください。また、そういった利用者の中で、感想、要望など、どのようなものが寄せられているのか、情報を得ておられましたらお聞かせください。

すみません、通告とちょっと質問の順序が入れかわってしまうのですが、そのような情報等から、現在の本郷荘の運営状況をどのように評価しておられますでしょうか。

今後、老人福祉センターの設備の改修、送迎バスの更新等の予定などはおありでしょうか。

最後に、本郷荘は、長寿命化しつつ継続使用することを望むものですが、見解をお伺いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

◎議長（上沢本尚君） 組合長の答弁を求めます。組合長。

◎組合長（内野 優君） お答えいたします。本郷老人福祉センターの運営につきましては、運営状況は総括的に大変評価されているというふうに思っています。本施設は、昭和50年に開館し、来年度で45年を迎えます。また、施設の構成から1日1団体の利用としておりまして、利用者も年齢層は60歳以上としており

ます。しかしながら、各年度ともに稼働率が90パーセントを超え、年間7,000人を超える利用者があり、大変好評を得ております。以上のことから、施設の老朽化はありますが、運営状況は、先ほど言ったとおり、おおむね良好と考えております。

しかしながら、今後の問題としては、施設の老朽化の問題、バリアフリーへの対応等の課題もありますので、施設更新を含めた検討をしてまいりたいと考えております。なお、その際には、利用者の皆さんからの声や地元の方々のご意見なども含めて、いわゆる世代を超えた利用ができるような施設にしていきたいというふうに考えております。詳細につきましては事務局長から答弁をいたします。

◎議長（上沢本尚君） 事務局長。

◎事務局長（志村裕之君） それでは、本郷老人福祉センターの運営についての詳細でございます。初めに利用状況についてでございますが、平成29年度の実績としましては、開館日が289日、利用日262日、利用者数は7,608人、稼働率90.7パーセントでございます。ちなみに、1日当たり利用者は29人でございます。構成市別では、海老名市が145日、4,027人、座間市が53日、1,420人、綾瀬市64日、2,161人でございます。また、平成30年度、これは12月までの集計になってございますけれども、開館日が221日、利用日199日、利用者数5,767人、稼働率90パーセントでございます。構成市別では、海老名市が110日、3,090人、座間市が42日、1,094人、綾瀬市が47日、1,581人でございます。

利用者からの具体的な要望等はございませんが、私たちとしましては、好意的な声はいただいている状況でございます。

設備の改修、送迎バスの更新等の予定で一部だけお答えさせていただきます。築44年を超えまして、建物自体も本当に老朽化しておりますから、新たに設備を追加することは考えておりませんけれども、必要に応じて改修等の対応はしております。送迎バスにつきまして、こちらは運営業務の一部として委託をしております。現時点では、特にバスの更新についてはお聞きをしておりません。以上でございます。

◎議長（上沢本尚君） 再質問ありませんか。安海のぞみ議員。

◎（安海のぞみ君） ありがとうございます。実は私も老人会のメンバーに入れていただきまして、ついせんだって本郷荘デビューをしたわけでありまして。市

民からいろいろ、老朽化でありますとか、使い勝手の問題等を聞いておりましたので、どんなかなと思っておりましたのですが、とてもよく整備されていて、そしてバリアフリーの部分も改善されておりましたので、なるほど皆さんが喜んでお使いになることが理解できた次第であります。そういった中から、今後の施設更新の中で、新たな交流施設に生まれ変わっていくことも大事なことであろうかと思うのですが、できるだけ長く今の状況を維持できればというような願いを強く再確認できたわけであります。

しかしながら、この一般質問をさせていただくに当たりまして、いろいろやりとりをする中で、さまざまな課題があるということもよく認識できました。さりとて、この45年にわたり、老人福祉施設として稼働してきた積み上げというのはとても貴重なものだと思いますので、世代を超えた新たな交流施設というようなものを志向しながら、一方では高齢者を対象とした施設のあり方というようなものも今後とも大事にしていきたいし、していくべきだと考えます。その部分への見解をお伺いいたします。

◎議長（上沢本尚君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 今現在、地元との調整もありまして、いわゆる建設場所によって大分違うんですね。なぜかといいますと、私ども、あの地域は新幹線が通っておりますので、熱利用の関係で制限がございます。現実の中で、今の本郷荘の部分で建て替えをすると、あれ以上の蒸気を利用することはできません。そういった部分で考えると、場所を変えればそれなりの施設ができますけれども、地元の関係の調整があります。さまざまな点で、今、考え方としては、多くの方に利用していただきたい、いわゆる世代を超えたものにしていきたいという考え方でございます。

そしてもう1つの大きな課題というのは、あそこは処理場である以上、熱の問題とか電気の問題がありまして、利用できるわけありますから、それを利用しなければ問題も出てきますので、施設のそういったものを利用することによって経常経費が下がるということがありますので、そういった形でやっていきたいというふうに思っています。

しかしながら、そういったものを今後やるに当たっても、高座清掃施設組合がその部分を直接やることはできません。なぜかといいますと、やっぱり温浴施設

等につきましては制限がありますので、専門的な業者とか、そういった観点からどういった形がいいのかということも議論しないといけないだろうというふうに思っています。段階に応じて、やっぱりこれは構成三市の負担金で施設整備を行っておりますので、そういった部分、財政的な問題等も含めて、三市で協議しないといけない問題があります。まだまだ、どういうものをつくるか、場所はどこなのか、さまざま超えないといけない問題があります。そういった問題につきましては、調整がついた段階で、議会の皆さんにも逐次報告をしていきたいというふうに思っているところでございます。

そういった面では、一番遠いのは座間でございますから、座間の市民の皆さんもできるだけ有効的に利用できるような形というのは必要だと私は思っています。今回もプラザができましたけれども、いわゆる陶器の窯もありますし、あるいは音楽の練習場所もあります。車しかないという場所でもありますけれども、そういった面を含めまして、今回、いろいろな関係がありますけれども、1つ1つ、構成三市が利用しやすい場所としての考え方を持って検討を進めていきたいというふうに思います。以上でございます。

◎議長（上沢本尚君） 以上で安海のぞみ議員の一般質問を終結します。

次に、鶴指眞澄議員の発言を許します。

◎（鶴指眞澄君） 海老名市議会所属の鶴指眞澄です。議長のお許しをいただきましたので、これより一般質問を行います。

質問項目は、施設周辺の公園等の整備についてを行います。

高座清掃施設組合は、地元のご協力をいただき、新しいごみ処理施設、クリーンセンターが4月から稼働したり、座間市、綾瀬市、海老名市の市民がコミュニティーの場として活用できる環境プラザも施設内に設置されました。また、施設周辺には公園なども設置する予定であります。このようなことから、従来、ともすると見向きもされなかった高座清掃施設も、様相が一変したことで、構成三市の市民を初め多くの方が高座清掃施設に訪れることを期待するところであります。

私もこれまで、先進市のごみ処理施設を数多く視察いたしました。そこで感じたことは、処理施設がお年寄りから子供まで多くの市民から親しまれ、利活用されているということでした。その主な要因は、処理施設特有のにおいもなく、ご

み処理施設だけでなく、市民にとって憩いの場所となるような施設を設置したり、敷地内の景観も、環境に配慮した様相へ転換したことであります。

そこでお伺いいたしますが、施設周辺の公園などの整備についてであります。これは大変よいことで、私は大いに賛同する立場ですが、現状の進捗状況と今後の見通しはどうか。また、公園内には、お子様が遊べる遊具などの設置はされるのかについてお伺いいたします。

以上、この場からの質問を終わります。ご答弁よろしくお願いたします。

◎議長（上沢本尚君） 組合長の答弁を求めます。組合長。

◎組合長（内野 優君） 鶴指眞澄議員のご質問にお答えいたします。施設周辺の公園等の整備についてでございます。

現在、組合では、施設更新に際して、地元の方々の要望でもありました公園整備を進めております。本公園は段階的に整備を行う予定で、既に平成30、31年度継続事業として、第1期分、約1.2ヘクタールの整備工事を進めており、今年の秋には開園の予定となっております。公園全体の完成は2023年度末を予定しております。詳細につきましては次長から答弁いたします。

◎議長（上沢本尚君） 次長。

◎次長（石井一義君） 施設周辺の公園等の整備についての詳細でございます。この公園は、平成28年度に組合と地元本郷自治会とでワークショップを立ち上げ、基本設計書をまとめました。公園予定区域は面積が約3.7ヘクタールあり、区域を2つの工区に分け、順次整備を進めてまいります。第1工区は県道22号横浜伊勢原から海老名市道2152号線までの区域約1.2ヘクタール、第2工区は東海道新幹線までの区域約2.5ヘクタールでございます。第1工区につきましては、平成29年度に基本設計をベースに実施設計を行いまして、用地買収については、地権者のご協力のもと、平成30年度までに完了いたしました。

実施設計の内容といたしましては、中央に大きな芝生広場を配し、四季折々の花を楽しむことができる花木園や、自然の雑木林を生かした樹林帯など、四季を通じて子供から高齢者まで楽しく集え、触れ合える公園を目指しております。なお、園内には、子供から高齢者までが楽しめる遊具などを配置する計画としております。

第1工区は平成30、31年度の継続事業で、今年の9月までの工期で工事を進め

ております。工事工程はおおむね順調に推移し、平成31年3月末現在、進捗率は20パーセントでございます。第2工区につきましては、今年度、用地測量を終え、来年度、不動産鑑定、その後に用地交渉を進め、2024年度の供用開始を目指しております。以上でございます。

◎議長（上沢本尚君） 鶴指眞澄議員。

◎（鶴指眞澄君） ご答弁ありがとうございました。よくわかりました。

これから私のほうで、要望でありますけれども、その点を述べさせていただきます。高座清掃施設組合の敷地内に高座の杜がありますが、この森の東側付近の隣接地に、例えば桜の木やもみじなどの木を植えていただくことや、その付近に小川をつくり、小川から流れるきれいな水がたまるような池をつくっていただくことであります。池にはアヤマやハナショウブなどを植えたりしていただくと、敷地内の景観も大幅に向上し、市民にとっても安らぎの場ともなり、多くの市民が訪れることとなります。小川には自然に生育するホタルが飛び交うようになるため、ホタルを育むための地元のボランティアもいます。市民も参加したりして、市民からなお一層喜ばれる施設となるため、これらのことを検討していただくことを要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（上沢本尚君） 以上で鶴指眞澄議員の一般質問を終結します。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして会議を閉会といたします。議員の皆様には大変ご苦勞さまでした。

（午後3時41分 閉会）

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

平成31年3月28日

| | |
|----------------|---------|
| 高座清掃施設組合議会議長 | 上 沢 本 尚 |
| 高座清掃施設組合議会署名議員 | 沖 本 浩 二 |
| 高座清掃施設組合議会署名議員 | 佐々木 弘 |